

## 議案第16号

### 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

次のおり鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出促進事業</u> 間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出促進事業</u> 間伐材を市場又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。